

未利用口座管理手数料の新設のお知らせ

平素は、中栄信用金庫をご利用いただき、厚く御礼申し上げます。

このたび当金庫では、長期間利用されていない普通預金口座・貯蓄預金口座が不正利用されることを防止するため、下記のとおり「未利用口座管理手数料」を新設させていただくことといたしましたので、ご案内申し上げます。

なお、本改定においては、令和3年3月31日までに開設済みであるお客さまのお口座、および普段の入出金・口座振替にご利用いただいているお客さまのお口座は、対象とはなりません。

引き続き当金庫のご利用を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 未利用口座管理手数料の対象となる預金口座

| | |
|--------------------|--|
| 以下①～⑤のすべてに該当する預金口座 | |
| ① | 普通預金(総合口座、無利息型を含む)、貯蓄預金 |
| ② | 最後のお預入れまたは払戻し(預金口座のお利息の入金、未利用口座管理手数料の引落しを除きます。)から2年以上、お預入れまたは払戻しがない預金口座 ※紛失、盗難などによりご利用が停止されている口座も未利用口座管理手数料の対象となりますのでご注意ください。 |
| ③ | 該当の預金口座の残高が1万円未満 |
| ④ | 当金庫の同一店で他に定期預金、定期積金、国債、出資等のお取引がないこと |
| ⑤ | 当金庫の同一店で融資取引がないこと |

2. 未利用口座管理手数料をいただく場合のご案内について

お客様の口座が未利用口座の対象となった場合、事前に文書にてお届けのご住所にご案内をさせていただきます。ご連絡を差し上げてから一定期間(約3カ月)経過後もお取引がない場合に 1,200 円(消費税別)の手数料をご負担いただき、未利用口座から引落としとします。

※翌年以降も口座の未利用状態が続く場合は当該手数料の対象となります。

3. 預金口座の自動解約について

- (1) 手数料引落しの際に口座残高が未利用口座管理手数料に満たない場合は、その残高全額を未利用口座管理手数料の一部に充てさせていただき、当該口座を解約いたします。
- (2) この場合は、口座残高以上のご負担および解約後の手続きは必要ございません。
- (3) 手数料の返却、解約した口座の再利用には応じかねますので予めご了承ください。

ご不明な点がございましたら、お取引店までお問い合わせください。

以上

令和3年4月現在